

広島県告示第九百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在 地
土 砂 灾 害 警 戒 区 域	土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域
下谷（一一三〇六） 崩壊急傾斜地の 自然現象の発生原因となる 土砂災害	広島県三次市三和町上毫及び世羅郡世羅町中地内
次の図のとおり 表区 域 示の	
下谷（一一三〇六） 崩壊急傾斜地の 自然現象の発生原因となる 土砂災害	
次の図のとおり 号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令令に害等土砂第二示 め第へ関防に害に る八平す止お災害に 事十成る対け害に 項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県東部建設事務所三原支所及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。